

極真会館熊本県早田道場師範直轄道場会則 2024年1月改定

【入門】
当会会則に同意し、入門誓約書に署名・押印、反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書に署名・押印した方のみ入門を認める。

【入会金】5000円

【月会費】
学生月額6000円 社会人月額7100円（家族割あり・3人目以降1000円引き）
所属道場・所属以外の道場への稽古に、回数制限なく参加可能。

【会費納付】
クレジットカード決済か、銀行口座振替。毎月26日にクレジット決済・銀行引き落とし。
（振替日が指定銀行の休日の場合、翌営業日）現金納付希望者は、毎月26日までに指定納付袋で現金納付。

【入会時に必要な物品購入の費用】 物品購入依頼書を参照。

【物品購入】
道着・サポーター類など、稽古や大会で使用する物品は早田道場事務局に注文し購入する。

【年会費】1家族年額3000円 年会費は原則クレジット払い。現金払いは毎年12月26日までに納付する。

【スポーツ保険】（4月1日～3月31日期间固定・かけすて）
会員はスポーツ保険に必ず加入すること。中学生まで 年額800円 高校生から 年額1850円

【稽古中・試合中の事故について】
稽古や試合はケガや最悪の場合死亡の可能性があることを理解・同意して行う。
ケガや最悪の場合死亡の可能性について理解・同意が出来ない場合は稽古に参加しない。
稽古中・試合中のケガについて、ケガの内容や度合いに関係なく会やケガをさせた側に一切の申し立てを行わない。
ケガや死亡があった場合、スポーツ保険の範囲内の補償以外を求めない。

【会費等の値上げ】
社会情勢や会の運営の状態によって、止む無く会費等を値上げする場合がある。

【昇級審査】
審査料 1万1千円 原則年2回実施する。自身の級の規定を満たす者のみ受審可能。
受審の見極めは担当指導員が行う。昇級は原則ひとつずつ。

【再入門】通常入門と同様の手続きを行う。退会時に未納金があった場合は未納金を納付する。

【移籍】
他団体からの移籍の場合、前団体の級位・段位に関係なく無級からの入門。
希望者は、入会時に特別認定審査（審査料1万1千円）を受ける事が出来る。審査後、当会規定に相当する級位・段位を得る事が出来る。

【支部】 支部所属の生徒は会則と支部規約に従う。

【長期欠席（1か月以上）】
長期欠席費は登録料 月額2000円を支払う。
長期欠席申請は休会する前月5日までに事務局に届けを提出する。前月5日以降の届けは翌月からの扱いとする。

【退会】
退会は、退会希望の前月5日までに事務局に退会届けを提出。前月5日以降の届けは翌月からの扱いとする。
月会費未納が2か月続いた場合、退会とする。未納金は担当弁護士による法的手続きにより集金する場合もある。

【迷惑行為】
会、指導員への恐喝・恫喝・誹謗中傷、名誉棄損、侮辱行為等、種々の迷惑行為について、
会、指導員に損害が生じた場合、直ちに損害賠償請求を行う。また会、指導員に精神的被害があった場合、直ちに慰謝料請求を行う。それらの手続き・やり取りは、当方担当弁護士が執り行う。

【破門】
会や会員、指導員、会関係者に著しい迷惑行為、営業妨害、反逆行為があった場合、破門とする。
他流道場への出稽古は原則禁止・師範が許可する場合は可能。無許可の出稽古は発覚次第破門とする。

【利用者同士のトラブル】
会を利用する者同士でのトラブルについて、会は問題の抽出・改善に努めるものとする。
但し、生じた結果について会は何らの責任も負わないものとする。

【行事】 会が主催する行事・大会へは積極的に参加する。

【休館日】 年末年始、盆休み期間、施設の休館日・祝日、道場責任者の都合がつかない日は休館とする。

【指導方法】
指導において当然に起こりうる接触について当会は事前に対象者（対象者が未成年の場合、その保護者）に説明を行った上、危険のない範囲でこれを行う。